**地方独立行政法人大阪府立病院機構**

**令和5事業年度の業務実績に関する評価結果**

令和6年8月

大　阪　府

目　　次

１　地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方 　　　　 　　　　　　　１ページ

２　大項目評価

２－１　「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価　　2ページ

〔１〕　評価結果と判断理由

＜小項目評価の集計結果＞

＜小項目評価にあたって考慮した事項＞

〔２〕　評価にあたっての意見、指摘等

２－２　「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価 　　　　　　　6ページ

〔１〕　評価結果と判断理由

＜小項目評価の集計結果＞

＜小項目評価にあたって考慮した事項＞

〔２〕　評価にあたっての意見、指摘等

３　全体評価 　　　8ページ

〔１〕　評価結果と判断理由

**１　地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方**

○　地方独立行政法人大阪府立病院機構（平成18年4月1日設立、以下「法人」という）について、｢地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる評価の考え方について｣に基づき、次のとおり令和５事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

＜評価の基本方針＞

年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、組織の効率化や医療サービスの向上など、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することとする。

＜評価の方法＞

「項目別評価」では、法人による自己評価をもとに、業務実績に関する事実確認、法人からのヒアリングなどを通じて、年度計画に照らして進捗状況を確認するとともに、法人の自己評価の妥当性の検証と評価を行う。

「全体評価」では、「項目別評価」の結果等を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について総合的な評価を行う。

　　《項目別評価の具体的手順》

　　　　①法人による自己評価、②知事による小項目評価、③知事による大項目評価の手順で行う。

　　　　①法人による自己評価

　　　　　年度計画の小項目ごとにⅠ～Ⅴの５段階で自己評価を行う。

　　　　②知事による小項目評価

　　　　　　法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとにⅠ～Ⅴの5段階による評価を行う。

　　　　③知事による大項目評価

　　　　　小項目評価の結果、特筆すべき事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとの進捗状況について、Ｓ・A～Dの5段階による評価を行う。

**２　大項目評価**

**２－１　「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価**

**〔１〕評価結果と判断理由**

○　各センターの役割に応じた医療施策の推進と診療機能の充実に取り組むとともに、能登半島地震における災害医療の提供や、地域医療への貢献など、計画どおりの進捗が認められる。

○　以上により、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大項目評価結果 | **Ｓ** | **Ａ** | **Ｂ** | **Ｃ** | **Ｄ** |
| 特筆すべき進捗状況 | 計画どおり | おおむね計画どおり | 計画を十分に実施できていない | 重大な改善事項あり |

**＜小項目評価の集計結果＞**

10項目すべてが小項目評価のⅢに該当していることから、小項目評価の集計では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 評 価対 象項目数 | Ⅴ | Ⅳ | Ⅲ | Ⅱ | Ⅰ |
| 特段の成果が認められる | 年度計画を相当程度上回る成果が認められる | 年度計画を順調に実施している | 年度計画を十分実施できていない | 特段支障が認められる |
| 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標 | 10 | 0 | 0 | **10** | 0 | ０ |

**＜小項目評価にあたって考慮した事項＞**

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　）は小項目評価の番号

（１）大阪急性期・総合医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

新型コロナ対応やサイバー攻撃の影響等から、救急車搬入患者数は前年度より増加したものの、年度計画未達となるとともに、小児・周産期の新入院患者数は新型コロナ前まで回復しなかった。また、精神科病棟については医師不足により、結果として、十分な患者受入れができなかった。これらの要因を主として、病床利用率は年度計画を大きく下回ることとなった。一方で、心疾患・脳血管疾患や腎移植、難病などの高度専門医療を着実に提供したほか、サイバー攻撃によるシステム障害を踏まえたＢＣＰを策定し機構内に横展開するなど、年度計画を着実に取り組んだ項目もあることから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（２）大阪はびきの医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

　肺がん等の悪性腫瘍関連の新入院患者数や手術件数については、前年度より増加した項目はあるものの、医師の確保不足等から、年度計画を達成できなかった。一方で、消防機関との連携強化に努め、小児領域における救急搬送の積極的な受入れ等に取り組んだ結果、救急搬送受入件数は年度計画を上回った。また、新型コロナ対応については、中等症患者だけでなく、重症患者の受入れを積極的に行うなど感染症医療を提供したことから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（３）大阪精神医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

精神科救急の患者数が前年度実績を上回ったほか、依存症治療拠点機関・専門医療機関として、医療機関への研修や薬物等各依存症の治療プログラムを着実に実施した。また、認知症早期発見外来の受診者数は前年度実績を上回るとともに、在宅医療部門を強化し、訪問看護実施件数は年度計画を上回った。常勤医師数の減少等により、発達障がいに係る診療実績など年度計画未達となった項目もあるものの、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（４）大阪国際がんセンターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

　　がん医療の基幹病院として、難治性がんや希少がんなどの患者を積極的に受入れ、ロボット手術や高精度放射線治療を実施するとともに、前年度実績を上回る外来化学療法を行ったほか、研究所及びがん対策センターにおいて病院との横断的連携を進め、研究・開発にも取り組んだ。また、がんゲノム医療拠点病院としてエキスパートパネルを実施するなど、がんゲノム医療を推進した。新入院患者数や手術件数など年度計画未達となった項目もあるものの、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（５）大阪母子医療センターにおける医療施策の実施及び診療機能の充実【Ⅲ】

総合周産期母子医療センターとして、ハイリスク妊産婦や超低出生体重児に対する高度専門医療を着実に提供したほか、OGCS（産婦人科診療相互援助システム）等の基幹病院として、府内の安定的な周産期体制の確保に努めた。また、小児中核病院・小児がん拠点病院として、新生児等への外科手術、小児がんなどの小児難治性疾患に対する医療を提供したことに加え、研究所において、学会や論文発表などを通じて、希少・難治性疾患の診断・治療に関する知見を広く発信した。新生児及び母体の緊急搬送受入件数は前年度と比較して減少したが、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（６）新しい治療法の開発・研究等【Ⅲ】

　　　各センターの特徴を生かし、府域の医療水準向上のための情報収集・情報共有、研究を実施した。大阪国際がんセンターにおいては、外部研究機関との共同研究、がん登録データを活用しての臨床疫学研究を推進したほか、大阪母子医療センターにおいては、希少難治疾患に関する多施設共同研究などを行ったことから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（７）災害時における医療協力等【Ⅲ】

令和６年能登半島地震において、大阪急性期・総合医療センター内に大阪府DMAT調整本部を設置し、府内のDMATの派遣・指揮・調整を行うとともに、各センターの特性に応じてDMATやDPATを派遣するなど、災害医療に対応したほか、新型コロナの５類化以降も、公立病院として同感染症医療の提供を積極的に行ったことから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（８）地域医療への貢献【Ⅲ】

　　各センターにおいて、地域医療機関との連携を強化し、紹介率・逆紹介率の向上に努めるとともに、地域医療機関を対象とした研修会や講演会の開催、府民向け講座の実施やウェブサイト・SNSを活用した情報発信など府域の医療水準の向上や府民への保健医療情報の提供に積極的に取り組んだ。また、臨床研修医や看護学生等の実習受入れなど、医療従事者の育成にも取り組んだことから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（10）患者・府民の満足度向上【Ⅲ】

各センターにおいて患者満足度調査の実施などを通して、患者ニーズの把握を行うとともに、通訳ボランティアの確保を行うなど満足度向上のための取組を実施した。また、後払いクレジット決済システムの運用により会計待ち時間の短縮に努めるなど、患者満足度の向上に努めたことから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

|  |
| --- |
| **〔２〕評価にあたっての意見、指摘等**　中期計画に掲げた「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に向けて、医療施策の推進と診療機能の充実及び府域の医療水準の向上を目指し、患者・府民の満足度向上に取り組んだことから、計画どおり進捗していると評価できる。・　大阪急性期・総合医療センターは、救命救急、心疾患・脳血管疾患、腎移植などの高度専門医療を提供したことに加え、能登半島地震においても、府内のDMATの派遣・指揮・調整を行うだけでなく、センターからもDMATを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての役割を果たした。一方、新型コロナ５類化後、救急受入れ体制の充実に努めたものの、救急車搬入患者数は年度計画を大きく下回ったことから、今後、より一層の回復に努めてもらいたい。また、小児・周産期医療の患者数を回復させるとともに、身体合併症のある精神患者への対応については、府域におけるニーズも高いことから、医師確保が課題ではあるものの、受入れ体制を充実してもらいたい。　・　大阪はびきの医療センターは、難治性の呼吸器疾患やアレルギー疾患に対する専門医療を提供するとともに、新型コロナの患者の受入れなどを行ったが、医師の確保不足等の影響により肺がん等の悪性腫瘍関連の診療実績などが目標未達であった。一方で、小児をはじめ救急搬送の積極的な受入れを行い、実績が前年度を大幅に上回るなど、地域医療支援病院として、同センターの専門性を活かした医療を提供していることは評価できる。引き続き、医師の確保等に努め、呼吸器、感染症、アレルギー疾患等に係る同センターの専門性を活かしつつ、新設診療科等の充実も図りながら専門医療と地域医療における拠点機能の役割を果たしてもらいたい。・　大阪精神医療センターは、24時間体制での措置入院の受入れや発達障がいのある児童の受入れを行うだけでなく、能登半島地震においても、DPATを同センターから派遣し、被災地域の精神保健医療ニーズの把握や支援活動に尽力した。今後、府域におけるニーズが高い身体合併症も含め、更なる診療機能の充実を図るとともに、児童思春期精神科患者の受入れや地域の関係機関との連携の強化に努めてもらいたい。また、依存症治療拠点医療機関として、府内医療機関へのプログラム普及や研修の充実を行うとともに、各種依存症の治療プログラムの充実を図るなど、引き続き府域の主導的な役割を果たしてもらいたい。・　大阪国際がんセンターは、がん医療の基幹病院として、ロボット手術や内視鏡手術などの低侵襲治療、高精度放射線治療および化学療法等を組み合わせた集学的治療を実施した。さらに、がんゲノム医療拠点病院として、エキスパートパネルを実施するなどがんゲノム医療の推進に努めた。一方で、手術件数の減少が見られることから、新入院患者や手術件数の増加を図るとともに、今後、医療機器の大規模更新も控えていることから、投資については収支を見極めて検討しつつ、引き続き、先進的ながん医療の提供を行ってもらいたい。・　大阪母子医療センターは、総合周産期母子医療センターとしての役割を積極的に果たしつつ、小児がんや先天性心疾患などに対する専門医療の提供、重篤小児の救命救急医療の実績等は前年度を上回るなど、小児医療の基幹施設としての役割を果たした。今後、新センターの整備を控え、また、府全体の出産の減少や少子化のさらなる進展、分娩施設の集約化が進む中、引き続き、安定的な医療体制の確保に努め、周産期・小児に関する高度専門医療の提供や府内母子保健の向上に資する調査・研究を進めてもらいたい。 |

**２－２　「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価**

**〔１〕評価結果と判断理由**

○　小項目評価の集計結果では、５項目のうち3項目がⅡ評価に該当し、Ⅲ評価以上の割合が９割未満となるため、C評価（計画を十分に実施できていない）となる。

○　公的医療機関としての役割から、５類化以降も新型コロナ対応を継続していたことによる通常診療への回復の遅れなど考慮すべきことはあるものの、令和５年度決算にて、地方独立行政法人化以後、最大となる経常損失59億円を計上し、その結果、繰越損失35億円が発生した。

○　また、個人情報保護委員会等からの指導や放射線技師法に基づく医師の指示がない放射線照射を行う事案の発生など、コンプライアンスが徹底されておらず、法人の管理体制も十分ではない事例が見受けられた。

○　以上のことから、大項目評価をC評価とするとすることが妥当と判断した。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大項目評価結果 | **Ｓ** | **Ａ** | **Ｂ** | **Ｃ** | **Ｄ** |
| 特筆すべき進捗状況 | 計画どおり | おおむね計画どおり | 計画を十分に実施できていない | 重大な改善事項あり |

**＜小項目評価の集計結果＞**

小項目は５項目で、２項目がⅢ評価（年度計画を順調に実施している）、3項目がⅡ評価（年度計画を十分に実施できていない）となっており、全体項目数のうち、Ⅲ評価以上の割合が40%と９割未満となっている。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 評価対象項目数 | Ⅴ | Ⅳ | Ⅲ | Ⅱ | Ⅰ |
| 特段の成果が認められる | 年度計画を相当程度上回る成果が認められる | 年度計画を順調に実施している | 年度計画を十分に実施できていない | 特段の支障が認められる |
| 業務運営の改善及び効率化に関する目標 | 5 | 0 | 0 | **２** | **３** | ０ |

**＜小項目評価にあたって考慮した事項＞**

業務実績を確認したところ、一部項目を除いては、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。　　　　　　　　　　　（　）は小項目評価の番号

（11）組織マネジメントの強化【Ⅲ】

理事会や経営会議をはじめとした各種会議を通じ、課題の把握及び柔軟な組織運営に努めた。また、医療従事者の働き方改革を推進するため、適正な時間外勤務の管理や長時間労働の防止等について取り組むとともに、医師から看護師へのタスクシフトを推進するため、麻酔看護師の導入の検討などを行ったことから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（12）効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善【Ⅱ】

　　センター別の月次報告や月次決算を踏まえた経営分析や課題把握を行い、自律的な経営管理に努めたものの、医業収支比率は年度計画未達となり、概ね100％前後で推移していた経常収支比率も94.4％と大幅に悪化した。その結果、地方独立行政法人化以降最大となる経常損失59億円を計上し、約35億円もの繰越損失が発生するなど、経営に与える影響は非常に大きい。公立病院としての役割から、通常診療への回復の遅れなど止むを得ない面は考慮されるものの、決算の大幅な赤字を踏まえて、法人の自己評価はⅢ評価であるが、Ⅱ評価が妥当と判断した。

（13）収入の確保【Ⅱ】

各センターにおいて、患者確保や効率的な病床運用等に取り組んだものの、全てのセンターにおいて病床利用率・新入院患者数が年度計画の達成に至らず、そのうち複数のセンターの達成度は90％未満となった。公立病院の役割として、積極的に新型コロナへ対応したことなどは評価するが、年度計画で見込んでいた医業収益の確保に至らず、決算の赤字の主要因となったことを踏まえ、法人の自己評価はⅢ評価であるが、Ⅱ評価が妥当と判断した。

（14）費用の抑制【Ⅲ】

　　　診療報酬改定の状況を踏まえ、職員配置を柔軟に行うなど給与費の適正化に努めたほか、SPDによる価格交渉を行い、材料費の削減に努めたが、経費も含めた費用の支出抑制の取組が十分であるとはいえない。しかしながら、各種費用については、世界的な物価高騰による影響が大きいことから、Ⅲ評価とした法人の自己評価は妥当と判断した。

（15）その他業務運営に関する重要事項【Ⅱ】

年度計画に定めたとおり、大阪はびきの医療センター新病院を開院するとともに、大阪母子医療センターの現地建替えに向けた基本設計に取り組んだ。また、法人全体でのセキュリティポリシーの策定を行うなど、年度計画に示した目標を実施していることが確認された。

ただし、個人情報漏えい事案が多数発生しただけでなく、個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会への報告が遅延したことにより、個人情報保護委員会並びに大阪府から指導を受けるなど個人情報の管理体制が十分でない事例が見受けられた。さらには、診療放射線技師法に基づく医師の指示がない放射線照射を行う事案が発生するなど、コンプライアンス違反があったことから、法人の自己評価はⅢ評価であるが、Ⅱ評価が妥当と判断した。

|  |
| --- |
| **〔２〕評価にあたっての意見、指摘等**・　新型コロナが５類化し、同感染症の病床確保に伴う補助金が減少している中、通常診療への回復に向けて法人全体で取り組まれていることは評価できる。しかし、令和５年度決算としては、当期純損失60億円を計上し、繰越損失35億円が発生した。とりわけ、地方独立行政法人へ移行後、最大となる経常損失59億円を計上したことは、重く受け止めなければならない。今後、大阪母子医療センターの建て替えや各センターにおける医療機器の更新など、資金需要が見込まれることも踏まえ、組織マネジメントを強化し、医師確保など診療体制の充実を図りつつ、入院患者の確保や高度専門医療の提供等による医業収益の向上や徹底した支出削減に法人全体で取り組む必要がある。・　また、法人全体として、個人情報の漏えい事案が多数発生しており、個人情報保護委員会及び大阪府から指導を受けるなど、管理体制が不十分であった事例が見受けられる。個人情報保護やコンプライアンスに対する甘さは、社会的な信頼の失墜に繋がるため、一刻も早く綱紀粛正に努めてもらいたい。 |

**３　全体評価**

**〔１〕評価結果と判断理由**

○　令和５事業年度の業務実績に関する評価については、２から7ページに示すように、「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」の評価については、A評価（計画どおり進捗している）、「業務運営の改善及び効率化」の評価については、Ｃ評価（計画を十分に実施できていない）が妥当であると判断した。

○　各センターの特性に応じて医療提供に取り組んだものの、令和５年度決算は地方独立行政法人化以降最大の経常損失を計上したことなどを総合的に考慮し、令和５年事業年度の業務実績については、「年度計画及び中期計画の達成に向けて高度専門医療の充実など着実に医療提供に取り組んだものの、大幅な赤字決算となったことから、引き続き持続可能な運営を行っていけるよう、収益構造を見直すなど、経営基盤の強化に取り組む必要がある」とした。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上（２ページ） | **Ｓ** | **Ａ** | **Ｂ** | **Ｃ** | **Ｄ** |
| 特筆すべき進捗状況 | 計画どおり | おおむね計画どおり | 計画を十分に実施できていない | 重大な改善事項あり |
| 業務運営改善及び効率化（７ページ） | **Ｓ** | **Ａ** | **Ｂ** | **Ｃ** | **Ｄ** |
| 特筆すべき進捗状況 | 計画どおり | おおむね計画どおり | 計画を十分に実施できていない | 重大な改善事項あり |

**＜全体評価の評価結果＞**

**「年度計画及び中期計画の達成に向けて高度専門医療の充実など着実に医療提供に取り組んだものの、大幅な赤字決算となったことから、引き続き持続可能な運営を行っていけるよう、収益構造を見直すなど、経営基盤の強化に取り組む必要がある」**